

被扶養者の認定に係る手続きについて

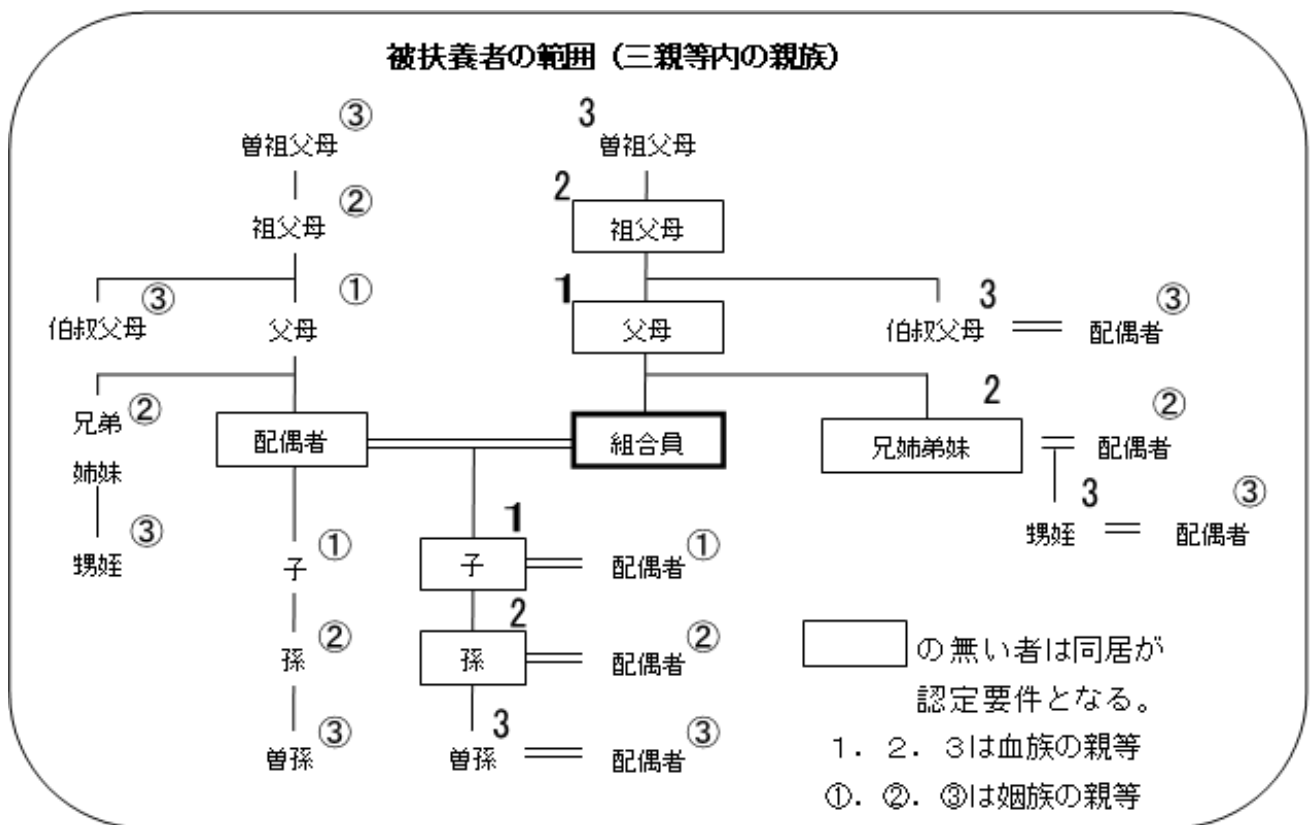
認 定

被扶養者とは、任意継続組合員と一定の身分関係にあり、主として任意継続組合員の収入により生計を維持しており、日本国内に住所を有する者に限られています。

(1) 身分関係（下図参照）

被扶養者は、親族であれば誰でもなれるものではなく、次に掲げるように一定の身分関係にある必要があります。

- ア 組合員の配偶者（内縁関係にある者を含む。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
- イ 組合員と同一世帯に属するア以外の三親等以内の親族
- ウ 組合員と同一世帯に属する内縁関係にある配偶者の父母及び子（その配偶者の死亡後におけるその父母及び子を含む。）



(2) 生計維持関係

主としてその任意継続組合員の収入により生計を維持している者とは、生計の基礎を組合員におき、原則として組合員からその生活の資の主要な部分を得ている者です。

ただし、次に掲げる者は、被扶養者として認定できません。

- ア 任意継続組合員が他の者と共同して同一人を扶養する場合において、社会通念上その組合員が主たる扶養者でない場合
- イ 年額130万円以上の恒常的な収入がある者及び見込まれる者
ただし、①及び②の者は年額180万円以上の収入がある者
- ① 障害を支給事由とする公的年金の受給要件に該当する程度の障害を有する者
- ② 60歳以上の者

(3) 国内居住要件

原則として、住民基本台帳に住民登録されている（住民票がある）者しか認定できません。

ただし、住民票がない者であっても、一定の範囲で定められた場合に該当すれば、「国内居住要件の例外」として国内居住要件を満たし、被扶養者として認められる場合がありますので、住民票がない者を被扶養者として申請したい場合は御連絡ください。

なお、住民票が日本国内にあっても、就労を目的として渡航する者は、生活の基礎が日本にあるといえないことから被扶養者には認定できません。

<例外として認められる該当事由>

- ア 外国において留学をする学生
- イ 外国に赴任する組合員に同行する者
- ウ 観光、保養又はボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航する者
- エ 組合員が外国に赴任している間に当該組合員との身分関係が生じた者であって、イに同等と認められる者
- オ ア～エまでに掲げるもののほか、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者

(4) 収入に関する注意事項

恒常的な収入とは所得税法上の所得をさすものではなく、被扶養者として認定しようとする時点から将来に向かっての収入であり、給与・年金・事業収入等一切の収入が含まれます。

また、課税・非課税に関係なく、通勤手当等の諸手当や賞与は含まれ、退職金や不動産売却等による一時的な収入は除かれます。

認定基準額は次のとおりです。基準額以上の収入を得てはいけません。

《認定基準額》

区分	右以外の者	障害年金の受給要件に該当する 程度の障害を有する者 及び 60 歳以上の者
年 額	130 万円	180 万円
月 額	108,334 円(130 万÷12 月)	150,000 円(180 万÷12 月)
日 額	3,612 円(130 万÷360 日)	5,000 円(180 万÷360 日)

ただし、事業収入等で所得を得るために社会通念上明らかに必要と認められる経費については、その経費を差し引いた額をもって恒常的な収入とします。

必要経費は以下のとおりです。

《必要経費》

農業所得	雇入費、小作料、賃借料、種苗費、素畜費、肥料費、飼料費、農具費、農薬衛生費、諸材料費、修繕費、動力光熱費、作業用衣料費、農業共済掛金、荷造運賃手数料、車検代、専従者控除
営業所得	給料賃金、地代家賃、荷造運賃、水道光熱費、旅費交通費、通信費、損害保険料、修繕費、消耗品費、福利厚生費、売上原価
不動産所得	給料賃金、地代家賃、損害保険料、修繕費、消耗品費

※ 必要経費として認められる範囲は所得税法上の範囲と異なり、減価償却費・雑費等は対象となりません。

(5) 補足事項

- ・ 不安定収入者が 3 か月連続で認定基準月額以上の収入を得た場合は、3 か月目の給与支給日をもって認定の取消となります。3 か月連続しない場合も、認定基準年額に達した月の給与支給日が取消日となります。
- ・ 当初から雇用期間が 3 か月を超える場合で、その期間の月収が認定基準月額以上見込まれる場合は雇用日から認定取消となります。
- ・ 年金には、国民年金、厚生年金、共済年金、農業者年金、恩給、企業年金、財形貯蓄及び個人年金等が含まれます。所得税法上は非課税になる遺族年金、障害年金も含まれます。
- ・ 年金収入と年金以外の収入がある場合は、年金の年額を一月あたりに換算し、その他の収入と合算して認定基準月額未満であることが必要です。
- ・ 雇用保険の基本手当の日額が認定基準日額以上の場合は基本手当の給付日数に拘らず認定できません。
- ・ 別居している者を扶養する場合、認定対象者の総収入額（年金、給与等認定対象者の収入

及び組合員からの送金額の合計額)に占める組合員の送金額の割合が3分の1以上であること、すなわち年金、給与等認定対象者の収入額の2分の1以上を送金していることが必要。なお、被扶養者の収入が0円の場合、生活に必要な金額が送金されていることが必要。

当面の間の取扱い

基本給が上がった場合や恒常的な手当が新設された場合などにより認定基準額以上の収入を得ている場合は認定取消となりますが、収入が認定基準額以上となっている要因が人手不足による労働時間延長等であり、事業主により一時的な収入増加と証明がされる場合は、当面の間、認定取消とはなりません。新たに認定したい被扶養者が該当している場合は、給付・年金班へ御連絡ください。

(7) 夫婦共同扶養の取扱い

被扶養者を他の者と共同で扶養している場合は、年間収入の多い方の被扶養者となります。共同扶養者との収入比較を比較し、任意継続組合員よりも共同扶養者の収入の方が1割を超えて多い場合は、共同扶養者の被扶養者となります。

(例：子を扶養している場合の共同扶養者は、組合員の配偶者となります。)

※ 共同扶養者が公立学校共済組合に加入している場合、被扶養者の場合は収入比較不要です。

《収入比較確認書類》

最新の「所得証明書」及び収入の種類に応じて次の書類で確認を行ってください。複数の収入がある場合は、すべての書類を確認し合算してください。

※共同扶養者が公立学校共済組合に加入している場合は、収入比較は不要。

※毎年6月頃の実施する検認において、認定要件を満たしているかの確認を行います。検認で共同扶養者の収入が多いことが判明した場合、遡って扶養替えとなります。

給与収入がある者…任意継続組合員となった日から向こう1年間の収入見込証明書

年金収入がある者…最新の年金額が分かる書類(振込通知書等)

確定申告をする者…最新の確定申告書及び収支内訳書の写し

株式収入がある者…最新の確定申告書及び収支内訳書の写し及び年間取引報告書

(8) 被扶養者の認定に必要な書類

認定手続きを行いたい場合は、同封の「被扶養者認定・取消申告書(様式③)」に次の必要書類を添付の上、提出してください。

ア 扶養事実申述書（様式④）（必須）

イ 戸籍謄本又は抄本 （必須）

※組合員と被扶養者の続柄が確認できるもの

ウ 市区町村長発行の被扶養者の最新の所得証明書 （必須）

エ 個人番号記入用紙（様式⑤）（必須）

オ 確定申告書及び収支内訳書の写し（事業、不動産、雑、株収入等がある場合のみ）

カ 年間取引報告書（株式収入がある場合のみ）

キ 在職等証明書（様式⑥）（パート、アルバイト収入がある場合のみ）

ク 退職日が分かる書類（退職により認定申告をする場合のみ）

ケ 最新の年金額が分かる書類（年金を受給している場合のみ）

※額改定通知書、振込通知書を提出 源泉徴収票は不可

コ 送金関係申告書（様式⑦）（別居している者を認定申告する場合のみ）

※学生で別居している場合は、在学証明書

サ 世帯全員の住民票の写し

（義父母、伯（叔）父母、孫、甥姪、連れ子等を認定申告する場合のみ）

シ 組合員と配偶者の所得証明書（子を扶養する場合のみ）

※配偶者も組合員の被扶養者の場合は不要

ス 組合員と配偶者の給与支給見込証明書（様式⑧）

（シの所得証明書と現在の収入状況が異なる場合のみ）

※証明期間は、任意継続組合員となった日から向こう 1 年間とする

※任意継続組合員となった日から給与収入がない場合は不要

上記書類以外にも必要に応じて他の書類の提出を求める場合があります。

被扶養者認定・取消申告書、ア、エ、キ、コ、スは千葉支部指定の様式です。日付は事実発生日（任意継続組合員になった日）以降の日付で作成してください。イ、ウ、サは提出から 6 か月以内に取得したものに限りします。

（９）被扶養者の認定手続き

新たに被扶養者の要件を備える者が生じた場合は、その日から被扶養者として認定できます。

ただし、届出がその事実の生じた日から 30 日以内になされない場合には、その届出を受けた日からの認定となります。